

尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ
設置業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、本学学生における尾道市近郊で活躍している企業等の認知度向上を目的として尾道市立大学に配膳トレイを利用した企業広告を設置するに当たり、公募型プロポーザル方式により提案を要請し、技術力及び情報発信力に優れた業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ設置業務

(2) 業務内容

尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の履行期間

契約締結の日を始期とし、企業広告付き配膳トレイを設置した日の翌日から5年経過した日を終期とする。

(4) 発注者

公立大学法人尾道市立大学 理事長 荒井 貴史

(5) 委託料

無償とする。

(6) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

3 参加資格

本選考に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 国税、地方税の滞納がないこと。

(2) 尾道市立大学又は他の大学等教育機関において、過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の実績を有する広告事業者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がなされていること。

(4) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。

4 選定委員会

- (1) 本プロポーザルの審査は、尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (2) 選定委員会は、本学関係部門の部課長級職員4名で構成する。
- (3) 委員が選定委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。

5 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル公募	令和8年6月23日（火）から
2	実施要項等に係る質問書の提出期限	令和8年7月10日（金）17時まで
3	質問書に対する回答	令和8年7月17日（金）17時までに回答
4	参加表明書、企画提案書等の提出期間	令和8年6月23日（火）から 令和8年8月14日（金）17時まで
5	選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年8月21日（金）予定
6	審査結果の通知	令和8年8月末予定

6 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

7 質問の受付及び回答

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和8年6月23日（火）から7月24日（金）までの間に、尾道市立大学ホームページからダウンロードすること。

(URL : <https://www.onomichi-u.ac.jp/>)

(2) 質問書の提出

参加表明書等又は提案書について質問がある場合は、質問書（様式第10号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 令和8年6月23日（火）から7月10日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要綱第14項の事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）までに随時、本学ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

8 参加表明書、企画提案書等の提出

(1) 参加表明書、企画提案書等の提出

ア 受付期間

(ア) 令和8年6月23日（火）から8月14日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要項第14項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部
参加表明書等受領書（様式第2号）	1部 参加表明書受付時、本学担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
提案提出書（様式第3号）	1部
提案書等受領書（様式第4号）	1部 参加表明書受付時、本学担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。

	郵送で提出する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
企画提案書（様式第5号）	5部 次のテーマを盛り込むこと。それぞれのテーマについて、A3版2枚以内（合計6枚以内）で作成すること。 ① 企業広告付き配膳トレイの具体について ② 広告及び広報の手法について ③ 業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいこと
選考会出席者届出書（様式第6号）	1部
業務実績調書（様式第7号）	1部 他大学や関連機関への企業広告の導入に係る業務を主に記載すること。
業務実施体制調書（様式第8号）	1部
大学に支払う広告料（年額）の参考見積書・内訳書	1部 様式任意

9 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、選定委員会において、提出された提案書類及びプレゼンテーションの提案内容について、評価基準（別紙）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者として特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

なお、本プロポーザルの参加者が1者の場合は、評価基準により、適否を判断するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日 令和8年8月21日（金） ※日程及び会場は別途通知する。

イ プレゼンテーションにおける提案の説明時間は20分程度とし、その後20分程度で質疑を行う。実施方法の詳細については、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

(3) 審査結果の通知

令和8年8月末日を目途に、提案者に対して文書で通知するとともに、本大学ホームページにて公表する。

(4) 配点 別紙のとおり

1 0 業務委託契約に関する事項

(1) 契約手続

選定委員会において特定された最優秀提案者を受注候補者として交渉を行い、内容について合意のうえ、契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、優秀提案者を受注候補者として契約交渉を行うものとする。

ア 受注候補者が、次項各号に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

イ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

ウ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

(3) 本業務の委託契約は、尾道市立大学委託契約規則及び業務委託契約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

契約締結後に、契約者が次項各号に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

1 1 参加者の失格

プロポーザルの応募者が次の事項のいずれかに該当した場合には、その者の参加表明書及び企画提案書、その他提出書類（以下「提出書類」という。）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(6) 本要項に定められた以外の手法により、委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(7) 企画提案書の提出期限以降において、尾道市から指名除外措置を受けた場合

(8) 本要項に違反又は逸脱した場合

(9) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

1 2 その他

(1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。

(3) 提出書類にあたっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする

提出者の不利益が生じても、本学はこの責めを負わない。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までに自由に変更できる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書を変更することはできない。

エ 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

オ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 受注候補者以外の参加者の得点・順位は、当事者の求めに応じて当事者のみ開示するものとする。

(5) 公募型プロポーザル実施要項、審査結果及び受注候補者名については、本学のホームページを活用し情報提供に努める。

1.3 添付資料

(1) 提出書類の様式（別添①）

1.4 問い合わせ先（事務局）

尾道市立大学企画広報室

電話番号：0848-22-8311（代表）

ファックス番号：0848-22-5460

メールアドレス：jimukyok@onomichi-u.ac.jp

別紙

尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ
設置業務委託に係る公募型プロポーザル審査に関する評価基準

審査項目	審査事項	配点
1 業務体制の審査	(1) 業者の実績は十分か。	10
	(2) 業務の推進体制（人数、資格等）は十分か。	10
2 提案内容の審査	(3) 本業務の趣旨・目的を理解し、積極的な取り組み意欲が感じられるか。	10
	(4) 提案課題①「企業広告付き配膳トレイの具体について」に対する提案内容は的確であるか。	15
	(5) 提案課題②「広告及び広報の手法について」に対する提案内容は的確であるか。	15
	(6) 提案課題③「業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいこと」に対する提案内容は的確であるか。	10
3 全体的な評価	(7) 提案スケジュールは実現可能か。	10
	(8) 他大学や関連機関等の導入実績は十分か。	10
	(9) 本学に支払う広告料の見積額は妥当か。	10
合 計		100